

議案第48号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例

(安曇野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 安曇野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年安曇野市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「非常勤職員(」を「非常勤の職員(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であって同項第2号に掲げるもの及び)」に改める。

(安曇野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 安曇野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成17年安曇野市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員についての第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(安曇野市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 安曇野市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成17年安曇野市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条中「月額」の次に「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であって同項第1号に掲げるものにあつては、報酬の額)」を加える。

(安曇野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 安曇野市職員の育児休業等に関する条例(平成17年安曇野市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「育児休業した職員」を「育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第49号

安曇野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年安曇野市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

種類	支給対象職員	手当額
感染症等防疫作業手当	<p>(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条及び第31条に規定する防疫等の作業に従事した職員</p> <p>(2) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項の家畜伝染病のうち口蹄疫、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事した職員</p> <p>(3) 家畜伝染病予防法第2条第1項の家畜伝染病のうち流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病、結核病及び鼻疽並びに同法第4条第1項の届出伝染病のうちトキソプラズマ病及び豚丹毒の病原体に汚染されている区域において行う患畜又は当該病菌の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員</p>	1日につき 500円
行旅死病人等取扱手当	行旅死亡人その他の死亡人の遺体の取扱いに従事した職員	1件につき 2,500円
	行旅病人を救助し、収容し、又は看護した職員	1件につき 1,500円
犬猫等死体処理作業手当	犬、猫等の放棄してある死体の処理作業に従事した職員	1件につき 500円
野犬等処理作業手当	犬の捕獲及び運搬に従事した職員	1件につき 500円

福祉業務手当	<p>(1) 福祉事務所で行う業務のうち、要保護者、児童等と面接して行う業務に従事する査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、家庭児童福祉主事その他現業を行う職員</p> <p>(2) 精神障害者等と面接して行う業務に従事した保健師</p>	<p>業務1日につき 500円 (業務に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は300円)</p>
--------	---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に従事した勤務に係る特殊勤務手当から適用し、同日前に従事した勤務に係る特殊勤務手当は、なお従前の例による。

令和元年11月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第50号

安曇野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
安曇野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年安曇野市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「第7条」を「第6条」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第1項第1号及び第2号中「場合」を「とき。」に改め、同項第3号中「消防」を削り、「欠く場合」を「欠くとき。」に改め、同項第4号中「場合」を「とき。」に改め、同条第2項中「前条第3号」を「前条第2号」に、「とき」を「場合」に改める。

第6条第1項各号列記以外の部分中「とき」を「場合」に改め、同項第1号中「並びに」を「、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 51 号

安曇野市税条例の一部を改正する条例

安曇野市税条例（平成 17 年安曇野市条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

第 141 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(入湯税の納税義務者)」を付する。

第 142 条に見出しとして「(入湯税の課税免除)」を付し、同条各号を次のように改める。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 18 条に規定する学齢児童及び就学前の者
- (2) 共同浴場に入湯する者
- (3) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業の用に供する施設において入湯する者
- (4) 学校教育法第 1 条に規定する学校(大学を除く。)の行事として行われる修学旅行、競技会等に参加する児童及び生徒並びに引率の教職員
- (5) 震災等の災害が発生した場合において、日帰り入浴等の無料招待を受けて当該施設の浴場に入湯する被災者

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和元年 11 月 26 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第52号

安曇野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年安曇野市条例第102号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」の次に「・第21条」を加える。

第19条中「及び法第13条第1項」を「、第13条、第14条第1項及び第16条」に、「から令第11条まで」を「、第9条並びに第12条」に改める。

第20条を第21条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（支給審査委員会）

第20条 市長は、第2条第1号に規定する災害により被害を受けた市民がいるときは、その災害により支給する災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するための災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置くことができる。

2 支給審査委員会の委員は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）保健及び医療関係団体の代表者

（3）前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 支給審査委員会の委員の任期は、第1項に規定する調査審議が終了する日までとする。

4 前3項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

2 安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

消防委員			6,700	3,500
------	--	--	-------	-------

」を

「

消防委員			6,700	3,500
災害弔慰金等支給審査委員会委員			6,700	3,500

」に

改める。

令和元年11月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第53号

安曇野市ひめこぶしの家条例の一部を改正する条例

安曇野市ひめこぶしの家条例（平成18年安曇野市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「9人」を「10人」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、安全が確保できる場合において、市長が特に必要と認めるときは、一時的に限り定員を超えて通所させることができる。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（遵守事項）

第8条 通所者は、指定管理者の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 他の通所者の迷惑となるような言動や行動をしないこと。
- （2） 施設の設備、備品等を損傷又は汚損しないこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第54号

安曇野市立認定こども園条例の一部を改正する条例

安曇野市立認定こども園条例（平成28年安曇野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中「住所」を「位置」に改め、同表安曇野市立明科南認定こども園の項中「2789番地」を「2924番地2」に改める。

附 則

この条例は、令和2年3月31日までの間において規則で定める日から施行する。

令和元年11月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第55号

安曇野市新規就農者住宅条例の一部を改正する条例

安曇野市新規就農者住宅条例（平成17年安曇野市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第67号）」の次に「第244条の2第1項」を加え、「農業従事者の高齢化、農業の担い手不足等による農地の遊休荒廃化を防止し、及びその解消を図るため、」を削り、「受入れ」を「受け入れ」に、「を図ることを目的として」を「及び農地の遊休荒廃化の防止を図るため」に改める。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
東小倉A	安曇野市三郷小倉1330番地3
東小倉B	
東小倉C	安曇野市三郷小倉3482番地4

第5条を削る。

第4条の見出し中「申請」を「許可」に改め、同条第1項中「申請し」の次に「、許可を受け」を加え、同条第2項中「の申請者」を「に規定する申請を行った者の」に、「実現可能な営農計画のある者」を「当該申請を行った者の営農計画を次の項目について審査し、評価の高い者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 営農計画の具体性及び現実性
- (2) 市の中心的な農業の担い手になる可能性

第4条第3項中「の可否を決定」を「を許可し、又は不許可と」に、「当該者」を「第1項に規定する申請を行った者」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出し中「資格」を「条件」に改め、同条中「意欲的」の次に「であり、」を加え、「もち」を「持ち」に改め、「期待でき」の次に「る者であって」を加え、「する者」を「するもの」に改め、同条第1号中「市内」の前に「次条第1項に規定する申請の日において、」を、「以内の者」の次に「で、継続して市内で就農しているもの」を加え、同条第2号中「3年」の前に「入居の日から」を加え、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(入居者の公募)

第3条 市長は、就農者住宅の入居者を募集しようとするときは、公募を行うものとする。
2 前項の公募は、就農者住宅の場所、戸数、規格、家賃、入居資格、申請方法その他必要な事項について、公告するとともに広報誌へ掲載することにより行うものとする。

第6条を次のように改める。

(入居の手続)

第6条 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可の日から15日以内に入居誓約書を市長に提出しなければならない。

2 前条第1項の許可を受けた者は、当該許可の日の属する月の翌月の初日（翌々月の初日が当該許可の日から40日以内であるときは、翌月の初日又は翌々月の初日）に入居しなければならない。

第20条を第21条とする。

第19条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条を第20条とし、第18条を第19条とする。

第17条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「入居の」を「第5条第1項又は第15条第1項の」に改め、同条を第18条とする。

第16条の見出し中「入居」を削り、同条中「入居者」の次に「等」を加え、「入居の」を「第5条第1項又は第15条第1項の」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 第4条に規定する条件を満たさなくなったとき。

第16条第3号を削り、同条第2号中「より」の次に「第5条第1項又は第15条第1項の」を加え、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第6条第1項に規定する期間内に入居誓約書を提出しないとき、又は同条第2項に規定する期間内に入居しないとき。

第16条第4号を次のように改める。

(4) 使用料を3月以上納付しないとき。

第16条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第12条第1項及び第2項に規定する遵守事項に違反したとき。

第16条に次の2項を加える。

2 市長は、入居者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) 第12条第1項及び第2項に規定する遵守事項に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により第7条第1項の許可を受けたとき。

3 市長は、入居者が偽りその他不正な手段により第12条第3項の許可を受けたときは、同項の許可を取り消すことができる。

第16条を第17条とする。

第15条の見出し中「明渡し」を「退去」に改め、同条中「明け渡す」を「退去する」に、「届出て、」を「届け出て、明渡しの」に改め、同条を第16条とする。

第14条第1項中「を希望する」を「が必要な」に改め、「申請し」の次に「、許可を受け」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項の申請があったときは、期間延長の可否を決定し、」を「入居期間の延長を許可し、又は不許可としたときは、第1項に規定する申請を行った者に」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を

加える。

- 2 前項に規定する入居期間の延長の申請は、1回限りとし、その期間は、3年を限度とする。

第14条を第15条とする。

第13条中「入居可能日」を「入居した日」に改め、同条を第14条とする。

第12条の見出し中「不使用」を「利用しない」に改め、同条中「使用」を「利用」に改め、同条を第13条とする。

第11条の見出し中「入居者」の次に「等」を加え、同条第1項中「入居者」の次に「等」を加え、「使用」を「利用」に改め、同条第2項中「入居者」の次に「等」を加え、同項第2号中「ものに転借」を「者に転貸」に、「ものに譲渡」を「者に譲渡」に改め、同項第3号中「使用」を「利用」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 就農者住宅を損傷すること。

第11条に次の1項を加える。

- 3 前項第4号の規定にかかわらず、市長に申請し、許可を受けたときは、軽微な模様替え、又は物置等を設置することができる。ただし、退去時には原状に復帰しなければならない。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第2項中「自己」を「入居者又は同居者（以下「入居者等」という。）」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第2項中「入居又は」を削り、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(同居の許可)

第7条 同居させたい者があるときは、市長に申請し、許可を受けなければならない。

- 2 市長は、同居を許可し、又は不許可としたときは、前項に規定する申請を行った者に書面により通知するものとする。

- 3 入居名義人（以下「入居者」という。）は、第1項の規定により同居することを許可された者（以下「同居者」という。）が同居しなくなったときは、その旨市長に届出しなくてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第56号

安曇野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年安曇野市条例第246号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（給与の種類）」に改め、同条第1項中「いう。）」の次に「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であって同項第2号に掲げるもの（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）（以下「職員等」という。）」を加え、同条第3項中「手当の種類」の前に「職員の」を加え、同条に次の1項を加える。

4 フルタイム会計年度任用職員の手当の種類は、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び退職手当とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の給与の種類）

第2条の2 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であって同項第1号に掲げるもの（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

2 報酬は、パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間による勤務に対する報酬であって、期末手当を除いた全額とする。

第8条、第9条及び第11条中「職員」の次に「等」を加える。

第12条第1項中「職員に」を「職員等に」に改め、同条第2項中「職員」の次に「等」を加える。

第16条中「職員」の次に「等及びパートタイム会計年度任用職員」を加える。

第19条第1項中「職員」の次に「等」を加え、同条第2項中「もの」を「者」に改め、同項第1号中「（昭和25年法律第261号）」を削り、同項第2号中「（同法第16条第1項に該当する場合を除く。）」を削り、同条第4項中「職員」の次に「等」を加える。

第20条中「職員が」を「職員等が」に改め、同条に次の1項を加える。

2 月額又は日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日である場合、有給の休暇による場合その他市長が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第57号

安曇野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

安曇野市水道事業給水条例（平成17年安曇野市条例第250号）の一部を次のように改正する。

第30条本文を次のように改める。

市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手数料を徴収する。

第30条第1号中「設計審査及び工事しゅん工検査手数料」を「給水装置工事に係る申請又は申込みがあったとき」に改め、「除く。）」の次に「。」を加え、同号ア中「給水装置設計審査手数料」を「給水装置工事申込み」に改め、同号イ中「手数料」を「申請」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2） 給水装置工事事業者の指定に係る申請があったとき。

ア 指定給水装置工事事業者指定申請 1件につき 10,000円

イ 指定給水装置工事事業者更新申請 1件につき 10,000円

第30条第3号中「手数料」を「の申請があったとき」に改め、同条第4号中「手数料」を「の申請があったとき。」に改め、同条第5号中「手数料」を「に係る申請があったとき」に改める。

第34条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第34条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和元年11月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第58号

安曇野市公共下水道条例の一部を改正する条例

安曇野市公共下水道条例（平成17年安曇野市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第4号ア中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月26日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘